

ホープツーリズムロゴマーク制作等業務委託仕様書

1 事業名

ホープツーリズムロゴマーク制作等業務（以下「本事業」という。）

2 目的

2016年より始まった「ホープツーリズム」において、関係者及び関係団体等が統一的なイメージにより県内外への効果的なPRを行い、「ホープツーリズム」の認知度やブランド力の向上を図るため、ロゴマーク及びロゴマークを使用した関係者配布物を制作することを目的とする。

3 実施概要

本事業は、ブランディング戦略の一環として、ホープツーリズムの関係者及び関係団体等がブランドイメージの統一とブランドロゴのレギュレーションを設定し一貫性を保つことで、ブランドのメッセージ、考え方、ビジュアルなどブランド全体の表現が統一され正しく各関係者がコミュニケーションや情報発信を行う事を図る。

4 業務内容

(1) ロゴマークの制作

「ホープツーリズム」において統一的に使用するシンボルマーク及びロゴタイプの制作を行うこと。なお、制作パターン下記のとおりとする。

- ① シンボルマーク
- ② ロゴタイプ（カタカナ）
- ③ ロゴタイプ（英語）
- ④ ①と②の組み合わせ
- ⑤ ①と③の組み合わせ

- ・ロゴタイプには「ホープツーリズム」及び英語表現は「HOPE TOURISM」の文字を使用すること。
- ・ホープツーリズムの基本理念である「見る、聞く、考える」を主軸とした探究できる未来へのプログラムを多彩に表現したデザインであること。
- ・本県の他の海外向け施策のサイトに掲載しても、親和性のあるデザインとすること。
- ・多岐にわたる使用ツールいずれにおいても、活用が可能であること。例としてWeb、動画、名刺、封筒、パンフレット、ポスター、テレビ、新聞、ステッカ

一等とする。

- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- ・海外において使用しても各国文化において誤解を招く恐れがないこと。

(2) ロゴマーク使用にあたってのガイドラインの制作

決定したロゴマーク等を使用するにあたってのガイドラインの制作を行うこと。

【ガイドライン項目】

- ・ロゴマーク表示色の指定（カラー・モノクロ含む）
- ・シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ
- ・ネガティブ（反転）表示パターン
- ・余白（アイソレーションエリア）の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定

(3) 関係者配布物の作成について

①ピンバッジの制作について

ピンバッジの仕様については、以下の通りとする。

- ・サイズ：H 20～35×W 20～35mm以内、1.0厚mm程度
- ・材質：本体：真鍮・ニッケルメッキ
金具：蝶タック、マグネット
- ・数量：500個（蝶タック400個、マグネット100個）
- ・制作方法：合成七宝
- ・台紙：H 55×W 45mm以内、表フルカラー、裏1色
- ・仕上げ：ピンバッジ及び台紙をPP袋に封入
- ・ピンバッジ及び台紙のデザインについては、デザイン案を制作後、校正（2回程度）を行い、（状況により、校正回数を増やすことがある。）発注者の最終確認を経て決定とすること。
- ・デザインデータ校了後、AI及びPDFデータを提出すること。
- ・デザインは「ホープツーリズム」のシンボルマークとロゴタイプ（英語）の組み合わせで制作を行うこと。

②のぼり旗、ツアーフラッグの制作について

- ・デザインは「ホープツーリズム」のシンボルマークとロゴタイプ（英語）の組み合わせで制作を行うこと。

【のぼり旗（スイングバナー）】

- ・半・円型フラッグでの提案とする。
- ・サイズ横670×縦1850mm程度
- ・材質ポンジ
- ・色数カラー4C
- ・20枚
- ・のぼり旗を設置するためのポールを附属品として付けること。

【ツアーフラッグ】

- ・デザイン併せて形状の提案を行うこと。
- ・サイズ横450×縦300mm～横600×縦450mm程度
- ・材質：テトロンツイル
- ・色数カラー4C
- ・10枚
- ・フラッグを装着できる収縮棒を附属品として付けること。

5 提出書類

- (1) 着手届（様式第1号）
- (2) 実施工程表（任意様式）
- (3) その他、協会が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品の提出

- (1) 制作したロゴマーク、ガイドライン等の成果物等について、以下のとおり提出すること。
 - ア 制作したロゴマーク、ガイドライン等の成果物をAIデータ及びPDFデータ形式の印刷用原稿データでUSB等電子媒体に入れ納品すること。
 - イ ガイドラインについては、製本したものを1部提出すること。また、制作したロゴマーク等は、JPEG、GIF、PNGのいずれかの画像形式データでも提出すること。
- (2) 完了届（様式第2号）
- (3) 経過報告書（様式任意）
- (4) 業務報告書（様式任意）

- (5) その他、別途担当者が指示するもの一式
- (6) 提出期限：令和6年3月1日（金）
- (7) 提出部数：紙媒体1部
 データ1式
 制作物1式

7 その他業務上の留意点

- (1) ロゴマーク等の決定にあたっては、協会と協議の上、協会の指示に従い必要な修正を行うこと。
- (2) 制作検討、連絡調整のため、協会との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、実行委員会と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (3) 受注者は、業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

8 著作権等

- (1) 受託者の制作作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず協会は一切の責任を負わない。
- (2) 受注者は第三者が有する著作権や商標権等の権利を侵害しないものであることを保証すること。また、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は受託者が全責任を負うこと。
- (3) ロゴマーク等の成果物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、協会に帰属するものとする。また、受注者は成果物に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しないこと。
- (4) 受託者は、協会がロゴマーク等の成果物の商標・意匠の出願・登録をすることを認めること。
- (5) ロゴマーク等の成果物は、協会が必要と判断する目的に利用できるとともに、協会が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (6) 盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。

9 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場

合は、当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。